

社会福祉法人ももぞの学園役員等報酬および費用弁償規程

(主 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ももぞの学園定款第8条および第21条、社会福祉法人ももぞの学園評議員選任・解任委員会運営要綱第5条の規定に基づき、役員および評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」といい、職員を除く。）の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、職員を除く委嘱者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に関しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給

与規定第6条の規定に応じて支給)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬区分に応じて、次に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第6条の規定に応じて支給)

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任された場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事の死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上の1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 この規程は令和2年6月27日より施行する。

なお従前の社会福祉法人ももその学園役員等報酬および費用弁償規程は廃止する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額1000万円以内

※上記総額には賞与を含み、その限度額内で理事会において決定する。

別表第2（非常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額60,000円	不支給 役員会等、研修会、類似団体等の会合等への出席、各種行事等への参加

別表第3（費用）

区分	支給額	備考
費用弁償	片道30キロ未満	5,000円
	片道30キロ以上	10,000円
	研修会等の参加費等	実費
		不支給 他から費用弁償される類似団体等の会合等への出席、各種行事等への参加
		研修会等において参加費、資料代等の負担を要するとき